

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市自治委員設置規則の一部改正
(自治防災課) 3

—— 告 示 ——

- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 4
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 4
- 亀岡市敬老乗車券事業実施要綱の一部
改正 (高齢福祉課) 4
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 8

- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 8
- 市道路線の区域変更に関する告示
(土木管理課) 9
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 10
- 公示送達 (保険医療課) 11
- 市道路線の区域変更に関する告示
(土木管理課) 12
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 12
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 13
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 14
- 亀岡市里山再生整備事業補助金交付要
綱 (農林振興課) 14

—— 訓 令 ——

- 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～
後期基本計画シンボルプロジェクト職
員メンバー設置要綱 (企画調整課) 17

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の変更によ
る計画書の縦覧 (農林振興課) 18
- 都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 19

○都市計画法に関する工事完了の公告	(都市計画課)	23
○捕獲犬の抑留	(環境政策課)	23
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	24
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	27
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	30
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	34
○公募型プロポーザル方式による受託事業候補者の選定	(総務課)	37
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧	(農林振興課)	38
○都市計画法に関する工事完了の公告	(都市計画課)	39
○捕獲犬の抑留	(環境政策課)	39

——— 任免及び辞令 ———

農業委員会欄

——— 公 告 ———

○第73回亀岡市農業委員会総会の開催	41
○第74回亀岡市農業委員会総会の開催	42

上下水道部欄

——— 告 示 ———

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	42
------------------------	----

規則

亀岡市自治委員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

亀岡市自治委員設置規則の一部を改正する規則

亀岡市自治委員設置規則（昭和36年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

- (1) 市と担当区域との連絡調整事務に関すること。
- (2) 行政課題等の解決への支援に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

第2条第2項中「市諸機関」を「市の関係機関」に、「連けい」を「連携」に改める。

第4条第1項中「推せん者」を「推薦者」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 委員は、再任されることができる。

第5条を次のように改める。

（報酬）

第5条 委員に対し、別に条例の定めるところにより報酬を支払うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第133号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年5月10日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0121-13008

- 1 当該者生年月日
昭和37年3月26日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成30年4月1日
- 4 無効になる日
平成30年5月10日

「揭示済」

亀岡市告示第134号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年5月11日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2204-22002

- 1 当該者生年月日
昭和26年12月14日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成30年4月1日
- 4 無効になる日
平成30年5月11日

「揭示済」

亀岡市告示第135号

亀岡市敬老乗車券事業実施要綱（平成29年亀岡市告示第189号）の一部を次のように改正する。

平成30年5月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「75歳」を「70歳」に改める。

第7条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

乗車券の有効期限は、交付の日の属する年度の翌年度の末日とする。

別記様式中「75歳」を「70歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に交付した乗車券については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第136号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年5月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成30年5月15日（火）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 6台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 名倉 洋一

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「葺田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 竹岡 克巳

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松井 吉隆

2 変更年月日

平成30年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岸本 光夫

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町法貴区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 上嶋 章宏

2 変更年月日

平成30年4月22日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「塩屋町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 前田 泰孝

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西 豊行

2 変更年月日

平成30年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成30年4月21日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中澤 昭兒

(2) 変更年月日

平成30年4月21日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町南條区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 菱田 芳幸

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第146号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年5月17日から平成30年6月7日まで一般の縦覧に供する。

平成30年5月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 01209
 (2) 路線名 余部天神又線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市余部町樋又80番1先から 亀岡市余部町樋又80番1先まで	前	6.34m	6.34m	変更後路線幅員 最小 1.65m 最大 9.00m
	後	9.00m	9.00m	
亀岡市余部町樋又80番1先から 亀岡市余部町樋又80番1先まで	後	9.00m	9.00m	変更後路線延長 304.77m

- 2 (1) 路線番号 01209
 (2) 路線名 余部天神又線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市余部町樋又82番1先から 亀岡市余部町樋又82番1先まで	前	4.38m	4.90m	変更後路線幅員 最小 1.65m 最大 9.00m
	後	9.00m	9.00m	
亀岡市余部町樋又82番1先から 亀岡市余部町樋又82番1先まで	後	9.00m	9.00m	変更後路線延長 304.77m

- 3 (1) 路線番号 06061
 (2) 路線名 吉川葎田野線

(3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先から 亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先まで	前	$\frac{6.10m}{6.88m}$	29.64m	変更後路線幅員 最小 3.78m 最大 10.39m
亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先から 亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先まで	後	$\frac{6.60m}{7.20m}$	29.64m	変更後路線延長 1,330.53m

4 (1) 路線番号 06029

(2) 路線名 佐伯南中線

(3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先から 亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先まで	前	$\frac{9.50m}{9.50m}$	3.15m	変更後路線幅員 最小 4.27m 最大 13.24m
亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先から 亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番先まで	後	$\frac{9.50m}{13.24m}$	3.15m	変更後路線延長 1,216.41m

「揭示済」

亀岡市告示第147号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年5月17日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年5月17日から平成30年6月7日まで一般の縦覧に供する。

平成30年5月17日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01209	余部天神又線	亀岡市余部町樋又83番地先から 亀岡市余部町中条18番地先まで	304.77m	1.65m ～ 9.00m
06061	吉川葎田野線	亀岡市吉川町吉田段ノ坪18番地先から 亀岡市葎田野町柿花吉岡17番地先まで	1,330.53m	3.78m ～ 10.39m
06029	佐伯南中線	亀岡市葎田野町佐伯八王寺45番地の3先から 亀岡市曾我部町穴太河原口40番地の3先まで	1,216.41m	4.27m ～ 13.24m

「揭示済」

亀岡市告示第148号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住所	氏名
1	督促状	平成29年度第9期	後期高齢者医療保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度第9期	後期高齢者医療保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第149号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年5月24日から平成30年6月7日まで一般の縦覧に供する。

平成30年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 12057
- 2 路線名 小金岐小林線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	$\frac{\text{変更区間最小幅員}}{\text{変更区間最大幅員}}$	変更区間延長	備考
亀岡市大井町小金岐北浦28番先から 亀岡市大井町小金岐北浦28番先まで	前	$\frac{3.22\text{m}}{3.22\text{m}}$	3.00m	変更後路線幅員 最小 1.80m 最大 6.28m
亀岡市大井町小金岐北浦28番先から 亀岡市大井町小金岐北浦28番先まで	後	$\frac{6.00\text{m}}{6.00\text{m}}$	3.00m	変更後路線延長 479.62m

「揭示済」

亀岡市告示第150号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年5月24日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年5月24日から平成30年6月7日まで一般の縦覧に供する。

平成30年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
12057	小金岐小林線	亀岡市千代川町小林下戸13番地先から 亀岡市大井町小金岐1丁目3番地の108先まで	479.62m	1.80m ～ 6.28m

「揭示済」

亀岡市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 曾我部町犬飼区

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設等の維持管理

(4) 防災対策、福祉活動

(5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市曾我部町犬飼（ただし、池ノ北24-2から24-161までを除く。）の全区域とする。

4 主たる事務所

亀岡市曾我部町犬飼前川11番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 福知 憲太郎

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成30年5月25日

「揭示済」

亀岡市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成30年6月4日平成30年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成30年5月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第153号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1912-71011

1 当該者生年月日

昭和30年4月14日

2 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成30年4月1日

4 無効になる日

平成30年5月29日

「揭示済」

亀岡市告示第154号

亀岡市里山再生整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市里山再生整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都府豊かな森を育てる府民税条例（平成27年京都府条例第58号）第1条に規定する施策の目的に適合する事業（以下「亀岡市里山再生整備事業」とい

う。)に要する経費について、豊かな森を育てる府民税市町村交付金交付要綱(平成28年京都府告示第287号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 市長は、各町住民の総意により結成された自治組織として、市長が認めた自治会及び区等(以下「自治会等」という。)に対して補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、亀岡市里山再生整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市里山再生整備事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により自治会等に通知するものとする。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた自治会等が、交付決定を受けた亀岡市里山再生整備事業(以下「事業」という。)の内容を変更しようとするときは、亀岡市里山再生整備事業補助金変更交付申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、事業内容の変更の可否を決定し、変更交付の決定をしたときは、亀岡市里山再生整備事業補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 自治会等が事業を完了したときは、亀岡市里山再生整備事業補助金実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告後、その内容を精査し補助金の額を確定したときは、亀岡市里山再生整備事業補助金確定通知書(別記第6号様式)により当該自治会等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 自治会等は、前条の規定による通知を受けたときは、亀岡市里山再生整備事業補助金請求書(別記第7号様式)により市長に補助金の請求をするものとする。

(補助金の取消及び返還)

第10条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告をしたとき。
- (2) 交付を決定した事業に着手しなかったとき。
- (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、亀岡市里山再生整備事業補助金交付決定取消通知書(別記第8号様式)により自治会等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付を取り消したときは、亀岡市里山再生整備事業補助金返還請求書(別記第9号様式)により、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられた自治会等は、その決定に従わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、平成33年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
1 集落に隣接する放置された里山の不要木の整備に要する経費	経費の9/10以内
2 1を実施する場合の施工地内に設置済みの有害獣防除フェンスの修繕に係る資材に要する経費	経費の9/10以内
3 京都府の補助対象に採択されない、人家裏等の危険木及び崩土等の除去に要する経費	経費の9/10以内

別記様式 省略

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第13号

庁中一般

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画シンボルプロジェクト職員メンバー設置要綱を次のように定める。

平成30年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画シンボルプロジェクト職員メンバー設置要綱

(設置)

第1条 京都スタジアム(仮称)と京都・亀岡保津川公園を活かしたまちづくり(以下「シンボルプロジェクトのテーマ」という。)を実現するため、市民、団体及び行政の協働により、まちのにぎわいづくりを目指すシンボルプロジェクトの推進を図るとともに、職員の資質の向上を図るため、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画シンボルプロジェクト職員メンバー(以下「職員メンバー」という。)を設置する。

(任命)

第2条 職員メンバーは、自ら応募した亀岡市の職員のうちから市長が任命する。

2 職員メンバーは、20人以内とする。

(職務)

第3条 職員メンバーは、次に掲げる職務を行う。

(1) シンボルプロジェクトのテーマに沿って、

シンボルプロジェクトにおいて取り組む企画の立案に参画すること。

(2) 企画の実行に向けた活動に参画し、シンボルプロジェクトのテーマに沿った目標の実現を目指すこと。

(3) シンボルプロジェクトの活動を通じて、自らの研鑽に努めること。

(任期)

第4条 職員メンバーの任期は、任命の日から平成33年3月31日までとする。

(職員メンバーに関する事務)

第5条 職員メンバーに関する事務は、企画管理部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第20号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成30年6月6日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成30年6月7日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成30年6月21日までにこれを申し出ることができる。

平成30年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 平成30年5月8日

至 平成30年6月6日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成30年5月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市大井町南金岐尾垣内9から11まで、12の1、13、14の1、15、25

（関連区域）

亀岡市大井町南金岐尾垣内11の3の一部、15の6の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市大井町南金岐尾垣内9

株式会社三煌産業

「揭示済」

亀岡市公告第22号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年5月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 29教第3号
- (2) 工事名 亀岡市立城西小学校トイレ大規模改修工事（Ⅱ期工事）
- (3) 工事場所 亀岡市余部町前川原地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要
- ・ 亀岡市立城西小学校トイレ大規模改修工事 一式
 - ①改修建物概要
 - 用途：小学校
 - 構造：鉄筋コンクリート造（地上4階建）
 - 延べ面積：2,006㎡（工事対象 西校舎延べ面積）
 - ②工事概要
 - ・ 工事箇所：生徒用4箇所 合計4箇所
多目的便所新設 1箇所
 - 【建築工事】
 - ・ 内装工事
床・壁・天井全面改修
 - ・ 建具・ユニット工事
トイレブース取替 洗面カウンター設置 各部手摺設置 他
 - 【電気設備工事】
 - ・ 電灯・コンセント工事
全面改修 人感センサー設置（換気扇連動） 他
 - 【機械設備工事】
 - ・ 給排水衛生設備
小便器、大便器、洗面、掃除用流し等器具類全面取替
各配管類（P S内縦管含む。）全面改修
- その他附帯工事 一式
- (6) 工期 契約日の翌日から平成30年9月30日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (9) 最低制限価格 採用
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の

相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年5月11日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年5月11日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年5月21日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月22日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年5月23日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年5月18日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年5月24日（木）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年5月28日（月） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	平成30年5月30日（水） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月31日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：平成30年5月31日（木） 午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成30年6月4日（月）正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成30年6月5日（火）まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成30年6月5日（火） 午前10時	平成30年6月6日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成30年6月6日（水） 午前9時から午後3時まで	平成30年6月7日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成30年6月6日（水） 午後3時以降	平成30年6月7日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成30年5月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋3、3の1の一部、3の2、38の一部、39、40の一部、41の一部、42の一部、43の一部、市有地
 (関連区域)
 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋47の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 大阪市北区大淀中1丁目1の88
 積水ハウス株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第24号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成30年5月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 平成30年5月14日
午後0時30分
- 2 捕獲場所 亀岡市吉川町穴川堂ノ前
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 白
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 胴輪あり

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成30年5月17日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第25号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第1号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（佐伯工区）に伴う配水管移設工事（2工区）
- (3) 工事場所 亀岡市禰田野町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管 DSGX φ100 L=16.3m
- (6) 予定価格（税込） 4,827,600円
【入札書比較価格（税抜） 4,470,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 不要
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年5月18日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年5月18日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年5月24日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月25日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年5月28日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年5月23日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり

	設計図書に関する質問 平成30年5月29日（火） 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年5月31日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年6月4日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年6月5日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年6月6日（水） 午前11時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第26号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|--|
| (1) 工事番号 | 水工第1号 |
| (2) 工事名 | 旧国分浄水場整備工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千歳町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 構造物撤去工 (V=6m ³) N=1式
ネットフェンス撤去工 (H=1.2m) L=57.8m
ネットフェンス設置工 (H=1.2m) L=57.3m
コンクリート舗装工 (t=10cm) A=163m ²
路盤工 (RC-30, t=10cm) A=163m ²
防水用水配管 N=1式 |
| (6) 予定価格 (税込) | 5,324,400円
【入札書比較価格 (税抜) 4,930,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から85日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要) |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第123条第1項第6号に該当する場合は不要とする。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年5月18日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年5月18日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年5月24日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月25日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年5月28日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年5月23日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年5月29日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年5月31日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年6月4日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年6月5日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年6月6日（水） 午後1時30分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制

限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第27号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------|------------------------------|---------|
| (1) 工事番号 | 水工第2号 | |
| (2) 工事名 | 旧北保津配水池撤去工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町地内 | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | |
| (5) 工事概要 | 構造物撤去工 (V=81m ³) | N=1式 |
| | ネットフェンス撤去工 (H=1.2m) | L=63.0m |
| | ネットフェンス設置工 (H=1.2m) | L=64.0m |

- (6) 予定価格（税込） 6,512,400円
【入札書比較価格（税抜） 6,030,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年5月18日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年5月18日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年5月25日（金） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月28日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年5月29日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年5月24日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年5月30日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年6月1日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	平成30年6月5日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年6月6日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年6月7日（木） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第28号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|--|
| (1) 工事番号 | 水工第3号 |
| (2) 工事名 | 旧千歳第一浄水場撤去工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千歳町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 構造物撤去工 (V=98m ³) N=1式
ネットフェンス撤去工 (H=1.5m) L=78.0m
ネットフェンス設置工 (H=1.5m) L=78.0m
アスファルト舗装工 (t=5cm) A=302m ²
路盤工 (RC-30, t=10cm) A=302m ² |
| (6) 予定価格 (税込) | 8,661,600円 |
| | 【入札書比較価格 (税抜) 8,020,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から85日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要) |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認

定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書の配布期間	平成30年5月18日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	平成30年5月18日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年5月25日（金） 午前9時から午後5時まで 平成30年5月28日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年5月29日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年5月24日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年5月30日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年6月1日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年6月5日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年6月6日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年6月7日（木） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第29号

亀岡市庁舎本館照明設備LED化事業について、公募型プロポーザル方式により受託事業候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年5月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業概要

- (1) 事業名称
亀岡市庁舎本館照明設備LED化事業
- (2) 契約方式及び年数
 - ア 契約方式 付帯サービス付きリース契約
 - イ 契約年数 5年（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (3) 事業内容
庁舎照明設備の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係るLED照明の設置、保守について、本市と合意した内容でリース契約を締結する。本事業の契約期間内においては、募集の趣旨、目的達成のため整備するLED照明等を善良なる注意義務をもって、次の各種サービスを提供するものとする。
 - ア 現地調査
 - イ 本設備の設置に係る計画、施工、施工監理
 - ウ 既設照明設備の撤去、リサイクル廃棄処分
 - エ 本設備の保守（無償交換等）
 - オ リース契約終了後における本設備の本市への所有権帰属
 - カ その他本事業実施に伴い必要となる事項
- (4) 事業限度額（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 月額 140,000円
 - （5年間総額 8,400,000円）
- (5) 数量等
別紙「対象設備一覧表」及び「別図（事業実施箇所）」のとおり

2 募集要項等

別紙「亀岡市庁舎本館照明設備LED化事業提案募集要項」のとおり

3 スケジュール

(1) 質問受付

平成30年5月28日から6月1日まで

(2) 質問回答

平成30年6月6日

(3) 質問表明受付

平成30年6月11日から15日まで

(4) 資格確認結果送付

平成30年6月20日

(5) 現地事前確認

平成30年6月23日

(6) 提案書受付

平成30年6月25日から29日まで

(7) プレゼンテーション

平成30年7月5日、6日

(8) 選定結果通知

平成30年7月11日

(9) 詳細協議

平成30年7月下旬

(10) リース契約締結

平成30年8月中旬

(11) 工事期間

契約締結後から平成30年12月28日まで

※可能な範囲において早期完成を条件とする。

(12) リース・保守

引き渡しの翌月1日以降

4 添付書類

(1) 亀岡市庁舎本館照明設備LED化事業提案募集要項

(2) 対象設備一覧表

(3) 別図（事業実施箇所）

(4) 亀岡市庁舎本館照明設備LED化事業提

案書類様式

5 問い合わせ先

亀岡市総務部総務課

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所6階

TEL：0771-25-5010（直通）

FAX：0771-24-5501

E-mail：soumu@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第30号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年5月24日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成30年5月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市河原林町河原尻高野垣内21の2の一部、21の3の一部、21の4、22の2の一部
 （関連区域）
 市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 京都市伏見区竹田田中宮町3
 シェルグリーズ城南402号室
 川崎 智美

「揭示済」

亀岡市公告第32号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成30年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 平成30年5月25日
 午後3時

- 2 捕獲場所 亀岡市本梅町平松
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 白
- 5 性別 雌
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 赤色首輪あり

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成30年6月1日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
 電話番号0771-62-4754

「揭示済」

任免及び辞令

山本隆志
 湯浅豊
 中澤基行
 藤原庸右
 廣瀬義直
 茨木國夫
 長尾繁
 中井康雄
 亀井義一
 串崎哲史
 山本眞之介
 塚本政雄
 竹内光雄
 櫻井邦男
 荒木昌幸
 廣瀬一夫
 法貴良好
 佐藤滋
 大石慶明
 中村俊孝
 山内勇
 西田佳弘
 高向豊

(各 通)

亀岡市自治委員に委嘱します

平成30年5月1日

小仲修
 井上行夫

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は平成31年7月20日までとします

平成30年5月2日

大西章弘

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員の委嘱を解きます

佐藤滋

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱します

任期は平成31年7月1日までとします

法貴良好

大石慶明

(各 通)

山内勇

廣瀬義直

中井康雄

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

廣瀬一夫

佐藤滋

(各 通)

西田佳弘

長尾繁

串崎哲史

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は平成31年7月20日までとします

大西章弘

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

中村俊孝

亀岡市防災会議委員に委嘱します

大西章弘

亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

中村俊孝

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

任期は平成30年9月30日までとします

大石慶明

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員の委嘱を解きます

佐藤滋

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱します

任期は平成31年8月31日までとします

平成30年5月9日

深町 加津枝
 亀岡市景観審議会委員に委嘱します
 任期は平成32年5月10日までとします
 平成30年5月11日

(各 通)

青山 公三
 今里 佳奈子
 尾崎 まこと
 川勝 啓史
 楠 善夫
 坂本 信雄
 篠原 総一
 渋谷 幸雄
 鈴木 康久
 高田 己喜男
 多胡 麻衣
 手塚 恵子
 内藤 登世一
 中村 俊孝
 野中 篤
 原田 禎夫
 福阪 大輔
 矢田 勲
 柳田 泰義
 山口 みどり

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
 平成30年5月15日

中村 俊孝
 亀岡市景観審議会委員に委嘱します
 任期は平成31年12月20日までとします
 中村 俊孝
 亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
 任期は平成30年9月4日までとします
 平成30年5月22日

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第6号

第73回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年5月25日

亀岡市農業委員会
 会長 酒井省五

記

- 1 日 時
 平成30年5月30日（水）
 午後3時00分から
- 2 場 所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所 市民ホール
- 3 議 題
 (1) 平成29年度亀岡市農業委員会事業報告
 (2) 平成30年度亀岡市農業委員会事業計画
 (案)

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第7号

第74回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年5月31日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
平成30年6月5日（火）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農用地利用集積計画
 - ・第5号議案 農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成30年5月31日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

- 1 指定した日
平成30年5月31日
- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
292	富士エンジニア開発	代表 安田 博之	京都府城陽市平川 指月23-4

「揭示済」